

7朝農振第1241号  
令和7年9月29日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

朝倉市長 林 裕二

市町村名 (市町村コード)	朝倉市 (40228)
地域名 (地域内農業集落名)	朝倉 (下古毛3、下古毛2、下古毛1、久重、三島、菱野1、菱野2、菱野3、山田4、山田3、山田2、山田1、恵蘇宿4、恵蘇宿3、恵蘇宿2、恵蘇宿1)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和 7年 9月 29日 (第3回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

## 1 地域における農業の将来の在り方

### (1) 地域農業の現状及び課題

(古毛地区)
<ul style="list-style-type: none"> <li>・筑後川からの逆流を防ぐために水門を閉めるが、そこに他地域の水が流れ込むことで浸水してしまうため、ポンプアップが必要。</li> <li>・10年前に県道のかさ上げを行った事で道の方が高くなり、農地が水に浸かるようになった。</li> <li>・災害による土砂の流入で川底が上がっており、浚渫が必要。</li> <li>・基本は普通作だが、米の値段が上がらず、後継者が不足しており、ファームでも広げたいという人はいない。今は退職者が戻ってきているが、10年後くらいには後継者がいなくなってくる。</li> <li>・基盤整備地を大区画化して、水路の整備をしないと水がこない農地がある。</li> </ul>
(菱野地区)
<ul style="list-style-type: none"> <li>・地区の大規模農家が畦畔除去などによる農地の大区画化を希望。</li> <li>・地区内で水田と果樹が混ざっており、集約が難しい。</li> <li>・米の価格が低いため、米のみを作っているとマイナス。機械が壊れると辞めるという人もいる。</li> <li>・H29年の災害で山の上の方が被災しており、復旧に5、6年かかる場合、年齢的に出来なくなる。現在も管理が出来おらず荒れている。</li> <li>・柿は手作業なので、機械化したら良いというわけではない。</li> <li>・山の上の方でやっている意欲のある人は、平地の園地を借りるなどして条件のいいところでやっていくよう整理したほうがいい。</li> <li>・新規就農希望者がいる場合は、成園を貸すことができる。</li> <li>・地権者が高齢になっているが、家族での話し合いが少ない。</li> </ul>
(山田地区)
<ul style="list-style-type: none"> <li>・水田をしている人は少数で、小さい農地だけだと非効率。</li> <li>・山の上の方の果樹園は手放してきており、伐採等もしている。</li> <li>・米の価格が低いためやっていけない。</li> <li>・地域で共同利用の機械を用意しても使い方でトラブルになる。</li> <li>・果樹は既に植わっているため、簡単に集約できない。</li> <li>・鳥獣のすみかが拡大するなど、果樹を捨てることは簡単ではない。</li> <li>・後継者が少なく、機械が壊れたら辞めるという人も多い。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・鳥獣害の関係もあるため、果樹を捨てることは簡単ではない。</li> <li>・後継者が少なく、機械が壊れたら辞めるという人も多い。</li> </ul>

## (2) 地域における農業の将来の在り方

### (古毛地区)

- ・農事組合法人や営農集団を中心に普通作を栽培していく。

### (菱野地区)

#### <水田>

- ・地権者と協議して、水利ごとに作物を統一するなど、作業の効率化を検討する。

- ・大規模法人や営農集団に農地を集約していく。

#### <果樹>

- ・平地の園地を荒らさないために、今後も栽培する意欲のある人に平地の園地を集約していく。

- ・新規就農者向けに成園を貸す体制を整備する。

### (山田地区)

- ・水田については、地権者の了解を得ながら大区画化を行っていく。

- ・山付きの園地については、出来る部分をしっかりと残していく。

- ・作業内容の細分化により、作業ごとの委託の実施を検討する。

## 2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

### (1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	391.9 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	375.6 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

### (2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

## 3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

### (1) 農用地の集積、集約化の方針

#### (古毛地区)

- ・農事組合法人を中心に農地の集約を行う。

#### (菱野・山田地区)

- ・認定農業者及び営農集団を始め、今後農地を担う人の掘り起こしを行い、農地を集約していく。

### (2) 農地中間管理機構の活用方針

- ・農地中間管理機構を活用して、担い手の経営意向を踏まえ、地権者と協議を行いながら段階的な集約を進める。

### (3) 基盤整備事業への取組方針

#### (古毛地区)

- ・地権者も含め、整備が必要な土地については、畦畔除去等農地の大区画化を検討していく。

#### (菱野地区)

特になし。

#### (山田地区)

- ・区画整備について、地権者を含めて協議を検討していく。

### (4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針

#### (古毛地区)

- ・担い手の確保について継続して協議していく。

#### (菱野地区)

- ・柿の成園を貸し出す体制を整備する。

#### (山田地区)

- ・地区内で継続してやっていく農地や担い手へ継承してもいい機械等のリスト化を行い、担い手の確保を協議していく。

(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針

(古毛地区)

- ・農事組合法人及び営農集団に刈り取りなどの作業委託を継続して行う。

(菱野地区)

特になし。

(山田地区)

- ・作業を細分化し、作業ごとに委託できる組織などを検討していく。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input checked="" type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input checked="" type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④畠地化・輸出等	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/> ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

①: 鳥獣被害があるが、電柵の設置で被害が違ってくるので、継続して対策を行う。(古毛地区)

③: ドローンによる農薬散布や自動草刈り機等を活用したスマート農業の実施を継続する。(菱野地区)